

国立研究開発法人国立環境研究所が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領

平成19年9月12日平成19理事長達 第3号

平成27年4月1日 一部改正

(目的)

第1条 この要領は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が発注する工事、物品の購入及び製造、役務並びにその他の契約（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講じる必要が生じた場合の取扱いについて定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 理事長は、研究所との契約実績を有する者で、今後においても契約の相手方となることが見込まれる者（以下「業者」という。）が、別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより期間を定め、契約に係る業者との取引停止を行うものとする。

2 取引停止の対象となるのは、研究所が発注する契約により業者が別表各号の措置要件に該当することとなる場合のほか、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 公的機関からの情報及び主要報道機関の報道に基づき、業者が別表各号の措置要件に該当することとなり、かつ、研究所が発注する契約の相手方となることが見込まれる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、理事長が特に必要と認める場合

3 研究所との契約によらずに別表各号の措置要件に該当する場合で、研究所との契約のない期間が、当該措置要件ごとに規定する最長期間を経過していた場合は、取引停止の措置は講じないものとする。

(下請負人に関する指名停止)

第4条 理事長は、第3条の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該取引停止をされる業者の取引停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する取引停止)

第5条 理事長は、第3条の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の取引停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

2 第3条、第4条及び前項による取引停止に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うものとする。

(取引停止に係る特例)

第6条 業者が一の事案により、別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の取引停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1)別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る取引停止の期間満了後1ヵ年を経過するまでの間(取引停止期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は、別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2)別表第2第1号及び第2号又は第3号から第5号までの措置要件に係る取引停止期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第3号から第5号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。

4 業者の責に帰する極めて悪質な事由や極めて重大な異常事象を生じさせたなどの場合は、取引停止期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。

5 理事長は、取引停止期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各号に定める期間の範囲内で取引停止期間を変更することができるものとする。

6 理事長は、取引停止期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認められるときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

7 理事長は、取引停止期間中の業者であっても、当該業者以外からでは給付を受けることができない等の特別な事情があると認められる場合は、当該契約に限り相手方業者とすることができる。

(取引停止措置等の通知等)

第7条 理事長は、第3条の規定による取引停止、第6条第5項の規定による取引停止期間の変更及び第6条第6項の規定による取引停止の解除をしたときは、別紙様式により遅滞

なく当該取引停止業者に対し通知するとともに、研究所のホームページ上で公表するものとする。

(指名等の取消)

第8条 理事長は、取引停止とした業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

2 既に入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取り消すものとする。

(取引停止期間中の下請け等)

第9条 理事長は、取引停止期間中の業者が当研究所における契約に係る工事又は製造等の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。

(警告又は注意の喚起)

第10条 理事長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から実施する。

改正附則（平成27年4月1日）

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

別 紙

文 書 番 号
年 月 日

取引停止措置（期間変更・解除）通知書

住所

称号又は名称

代表者氏名 殿

国立研究開発法人国立環境研究所

理事長 ○ ○ ○ ○

下記理由により貴社（殿）を取引停止（期間変更・解除）としましたので通知します。

記

1. 取引停止（期間変更・解除）

取引停止措置期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日 (か月)

取引停止措置変更期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日 (か月)

取引停止解除期日 : 年 月 日

2. 事実概要

3. 取引停止措置（期間変更・解除）の理由

○問い合わせ先

国立研究開発法人国立環境研究所

総務部会計課○○○ ○○○○ TEL :